

## 公益信託の現況—平成22年公益信託概況調査結果

総務省では、公益信託の実態を把握するため、平成11年から毎年、公益信託の所管官庁（国の行政機関、都道府県の知事部局・教育委員会）に対し、調査を行っています。

この度、公益信託の所管官庁からの回答に基づき、平成22年12月1日現在の調査結果を取りまとめましたので公表します。

### 1. 信託数

平成22年12月1日現在の公益信託の信託数は543件で（表1）、前年（21年12月1日現在）より26件の減少となっている。また21年12月2日から22年12月1日の間における新規信託数は3件、当該信託財産（当初）は約5億円となっている。

表1 信託財産規模別信託数

所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産 合計金額 (千円)	信託財産 平均金額 (千円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
国所管	172	17	67	33	43	12	29,984,490	174,328
都道府県・教育委員会所管	371	68	157	68	66	12	35,361,481	95,314
合計	543	85	224	101	109	24	65,345,971	120,342
	比率(%)	15.7	41.3	18.6	20.1	4.4		

（注）共管重複分を除く実数。

### 2. 信託財産

平成22年12月1日現在の信託数に対する22年3月末日現在の信託財産は約653億円で、前年（21年3月末現在）より約30億円の減少となっている（表1）。

### 3. 信託目的別信託数

平成22年12月1日現在の公益信託の信託目的別の信託数をみると（表2）、全体では、奨学金支給、教育振興、自然科学研究助成の順に割合が高い。また、個々の信託目的を所管別に見ると、国所管では自然科学研究助成、国際協力・国際交流促進、奨学金支給の順に割合が高く、都道府県・教育委員会所管では奨学金支給、教育振興、社会福祉の順に割合が高い。

表2 信託目的別信託数

信託目的	合計		国所管		都道府県・教育委員会所管	
	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)
奨学金支給	194	28.7	28	12.6	166	36.6
自然科学研究助成	81	12.0	61	27.4	20	4.4
人文科学研究助成	17	2.5	15	6.7	2	0.4
教育振興	85	12.6	6	2.7	79	17.4
社会福祉	62	9.2	12	5.4	50	11.0
芸術・文化振興	46	6.8	15	6.7	31	6.8
文化財の保存活用	8	1.2	3	1.3	5	1.1
動植物の保護繁殖	5	0.7	2	0.9	3	0.7
自然環境の保全	36	5.3	13	5.8	23	5.1
緑化推進	3	0.4	1	0.4	2	0.4
都市環境の整備・保全	28	4.1	5	2.2	23	5.1
国際協力・国際交流促進	68	10.1	49	22.0	19	4.2
その他	43	6.4	13	5.8	30	6.6
合計	676	100.0	223	100.0	453	100.0

（注） 1 複数の信託目的を有する信託があり、信託目的別信託数の合計は延べ数である。  
2 割合は、延べ信託数に対する百分率。

#### 4. 主務官庁別信託数

平成22年12月1日現在の公益信託の主務官庁別の信託数は次のとおり（表3）。

表3 主務官庁（府省）別信託数

	本省庁	地方支分部局	都道府県知事	都道府県教育委員会	合計	割合（％）
内閣府	0	—	16	—	16	2.8
警察庁	1	—	1	—	2	0.4
金融庁	0	0	0	—	0	0.0
総務省	14	0	12	—	26	4.6
法務省	2	—	0	—	2	0.4
外務省	15	—	0	—	15	2.6
財務省	0	0	0	—	0	0.0
文部科学省	83	—	6	262	351	61.7
厚生労働省	28	0	41	—	69	12.1
農林水産省	7	—	4	—	11	1.9
経済産業省	16	—	1	—	17	3.0
国土交通省	8	0	23	—	31	5.4
環境省	16	0	13	—	29	5.1
防衛省	0	—	0	—	0	0.0
省庁別合計	190	0	117	262	569	100.0

（注） 合計は、共管重複分を除いていない単純合計。

#### 5. 授益行為の状況

平成22年12月1日現在の信託における21年度までの授益行為をみると（表4）、個人を対象としているものが、件数では全111,617件のうち75,304件と67.5%を占め、金額では469億円のうち214億円と45.6%を占めており、件数及び金額ともに割合が最も高い。

※ 授益行為とは、助成金等の支給、物品の配布といった資金又は物品の給付を指す。

表4 授益行為対象別件数・金額（累計）

（金額の単位：千円）

所管官庁	信託数	授益行為対象別件数・金額						合計	
		個人		任意団体		法人		件数	金額
国所管	172	21,567	13,062,001	5,046	4,436,219	3,378	3,341,563	29,991	20,839,783
都道府県・教育委員会所管	371	53,737	8,318,750	19,470	8,894,196	8,419	8,837,718	81,626	26,050,664
合計	543	75,304	21,380,751	24,516	13,330,415	11,797	12,179,281	111,617	46,890,447
授益行為対象別件数の比率（％）		67.5	—	22.0	—	10.6	—	100.0	—
授益行為対象別金額の比率（％）		—	45.6	—	28.4	—	26.0	—	100.0

（注） 共管重複分を除く実数。

（連絡先）

総務省大臣官房総務課管理室 福島・森山

（代表）03-5253-5111（内線5182）（直通）03-5253-5182

（FAX）03-5253-5190

# 資料1 統計表

(目次)		ページ
<b>■信託財産規模別信託数</b>		
第1-1表 (全体)		3
第1-2表 (国所管)		3
第1-3表 (都道府県知事所管)		4
第1-4表 (都道府県教育委員会所管)		5
<b>■信託目的別信託数</b>		
第2-1表 (全体)		6
第2-2表 (国所管)		6
第2-3表 (都道府県知事所管)		7
第2-4表 (都道府県教育委員会所管)		8
<b>■第3-1表 主務官庁(府省庁)別信託数</b>		
9		
<b>■授益行為対象別件数・金額</b>		
第4-1表 (全体)		10
第4-2表 (国所管)		10
第4-3表 (都道府県知事所管)		11
第4-4表 (都道府県教育委員会所管)		12
○利用上の注意		
1 信託数は平成22年12月1日現在存在していた数		
2 信託財産金額は平成22年12月1日現在存在していた信託の平成22年3月末日の金額		
3 授益行為対象別件数・金額は、平成22年12月1日現在存在していた信託の平成21年度までの累計件数、金額		

表1-1表 信託財産規模別信託数(全体)

所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産合計金額 (千円)	信託財産平均金額 (千円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
国所管	172	17	67	33	43	12	29,984,490	174,328
都道府県・教育委員会所管	371	68	157	68	66	12	35,361,481	95,314
合計	543	85	224	101	109	24	65,345,971	120,342

(注)共管重複分を除く実数。

第1-2表 信託財産規模別信託数(国所管)

所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産合計金額 (千円)	信託財産平均金額 (千円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	
警察庁	1	0	0	0	1	0	172,758	
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	14	4	7	1	2	0	792,926	
法務省	2	0	0	1	1	0	260,862	
外務省	15	2	4	2	6	1	2,425,009	
財務省	0	0	0	0	0	0	0	
文部科学省	83	6	35	13	24	5	15,541,524	
厚生労働省	28	4	10	8	4	2	5,009,505	
農林水産省	7	1	4	1	0	1	781,330	
経済産業省	16	4	7	0	3	2	3,316,975	
国土交通省	8	0	4	3	1	0	487,075	
環境省	16	0	5	4	4	3	3,712,770	
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	
国合計	172	17	67	33	43	12	29,984,490	

(注)国合計は、共管重複分を除く実数。

第1-3表 信託財産規模別信託数(都道府県知事所管)

所管官庁	信託数						信託財産合計金額(千円)	信託財産平均金額(千円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
北海道知事	6	4	1	1	0	0	124,766	20,794
青森県知事	2	0	2	0	0	0	66,710	33,355
岩手県知事	1	0	1	0	0	0	21,337	21,337
宮城県知事	2	0	0	1	1	0	192,603	96,302
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	2	0	0	1	0	1	853,558	426,779
茨城県知事	3	1	0	0	2	0	278,655	92,885
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	1	0	0	1	0	0	72,655	72,655
埼玉県知事	9	1	1	1	5	1	1,873,613	208,179
千葉県知事	7	2	0	2	3	0	898,621	128,374
東京都知事	12	3	3	3	2	1	1,881,197	156,766
神奈川県知事	5	0	2	1	1	1	1,459,796	291,959
新潟県知事	2	0	2	0	0	0	54,195	27,098
富山県知事	2	0	0	1	1	0	546,671	273,336
石川県知事	2	0	2	0	0	0	85,280	42,640
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	1	0	0	0	0	1	1,018,766	1,018,766
長野県知事	2	1	1	0	0	0	18,221	9,111
岐阜県知事	2	1	1	0	0	0	46,980	23,490
静岡県知事	6	0	4	1	0	1	722,296	120,383
愛知県知事	5	0	1	2	2	0	536,422	107,284
三重県知事	2	1	1	0	0	0	22,526	11,263
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	1	0	1	0	0	0	46,818	46,818
大阪府知事	12	1	2	4	2	3	3,483,566	290,297
兵庫県知事	7	1	2	0	3	1	1,598,546	228,364
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	1	0	0	1	0	0	96,800	96,800
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	2	0	0	0	1	1	2,473,155	1,236,578
岡山県知事	4	0	1	2	1	0	275,020	68,755
広島県知事	2	0	1	1	0	0	121,987	60,994
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	1	1	0	0	0	0	2,364	2,364
愛媛県知事	3	0	1	2	0	0	192,994	64,331
高知県知事	2	0	2	0	0	0	33,652	16,826
福岡県知事	2	0	2	0	0	0	83,432	41,716
佐賀県知事	1	1	0	0	0	0	4,032	4,032
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	2	0	0	1	0	1	2,066,839	1,033,420
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	1	0	0	0	1	0	114,982	114,982
沖縄県知事	2	0	1	0	1	0	134,193	67,097
知事合計	117	18	35	26	26	12	21,503,248	183,788

第1-4表 信託財産規模別信託数(都道府県教育委員会所管)

所管官庁	信託数	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上	信託財産合計金額 (千円)	信託財産平均金額 (千円)
北海道教育委員会	15	4	10	1	0	0	404,372	26,958
青森県教育委員会	1	1	0	0	0	0	5,338	5,338
岩手県教育委員会	1	0	1	0	0	0	39,933	39,933
宮城県教育委員会	9	1	5	1	2	0	562,614	62,513
秋田県教育委員会	6	1	3	0	2	0	666,465	111,078
山形県教育委員会	5	2	1	0	2	0	381,283	76,257
福島県教育委員会	3	0	2	1	0	0	148,462	49,487
茨城県教育委員会	9	4	0	2	3	0	581,354	64,595
栃木県教育委員会	6	0	4	2	0	0	271,564	45,261
群馬県教育委員会	2	0	0	2	0	0	171,534	85,767
埼玉県教育委員会	5	1	2	2	0	0	158,259	31,652
千葉県教育委員会	8	1	4	1	2	0	425,162	53,145
東京都教育委員会	25	5	13	2	5	0	1,575,869	63,035
神奈川県教育委員会	12	2	8	0	2	0	640,840	53,403
新潟県教育委員会	3	0	2	1	0	0	110,197	36,732
富山県教育委員会	4	1	1	0	2	0	596,879	149,220
石川県教育委員会	4	0	1	2	1	0	298,123	74,531
福井県教育委員会	1	0	1	0	0	0	20,282	20,282
山梨県教育委員会	2	0	2	0	0	0	75,762	37,881
長野県教育委員会	7	1	3	1	2	0	713,006	101,858
岐阜県教育委員会	4	0	2	1	1	0	245,447	61,362
静岡県教育委員会	14	1	5	5	3	0	1,265,631	90,402
愛知県教育委員会	4	1	2	0	1	0	202,701	50,675
三重県教育委員会	1	0	1	0	0	0	29,371	29,371
滋賀県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府教育委員会	12	2	7	0	3	0	506,887	42,241
大阪府教育委員会	19	5	8	4	2	0	917,288	48,278
兵庫県教育委員会	18	4	7	4	3	0	916,380	50,910
奈良県教育委員会	1	0	1	0	0	0	39,488	39,488
和歌山県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県教育委員会	1	1	0	0	0	0	8,710	8,710
島根県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県教育委員会	7	2	2	1	2	0	439,880	62,840
広島県教育委員会	8	5	2	1	0	0	146,122	18,265
山口県教育委員会	7	2	4	1	0	0	182,540	26,077
徳島県教育委員会	1	0	0	1	0	0	97,352	97,352
香川県教育委員会	4	0	2	0	2	0	367,895	91,974
愛媛県教育委員会	5	0	4	1	0	0	211,802	42,360
高知県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県教育委員会	9	1	5	2	1	0	570,640	63,404
佐賀県教育委員会	2	2	0	0	0	0	15,656	7,828
長崎県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県教育委員会	4	0	2	1	1	0	206,523	51,631
大分県教育委員会	3	0	2	1	0	0	146,915	48,972
宮崎県教育委員会	2	0	2	0	0	0	69,664	34,832
鹿児島県教育委員会	2	0	1	1	0	0	124,804	62,402
沖縄県教育委員会	2	0	1	0	1	0	166,814	83,407
教育委員会合計	258	50	123	42	43	0	14,725,808	57,077

第2-1表 信託目的別信託数(全体)

所管官庁	延べ 信託数	信託目的												
		奨学金支給	自然科学研究助成	人文科学研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・文化振興	文化財の保存活用	動植物の保護繁殖	自然環境の保全	緑化推進	都市環境の整備・保全	国際協力・国際交流促進	その他
国所管	223	28	61	15	6	12	15	3	2	13	1	5	49	13
都道府県・教育委員会所管	453	166	20	2	79	50	31	5	3	23	2	23	19	30
知事合計	141	9	3	0	3	43	7	1	2	20	2	23	3	25
教委合計	312	157	17	2	76	7	24	4	1	3	0	0	16	5
合計	676	194	81	17	85	62	46	8	5	36	3	28	68	43

第2-2表 信託目的別信託数(国所管)

所管官庁	延べ 信託数	信託目的												
		奨学金支給	自然科学研究助成	人文科学研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・文化振興	文化財の保存活用	動植物の保護繁殖	自然環境の保全	緑化推進	都市環境の整備・保全	国際協力・国際交流促進	その他
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	15	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	13	0
法務省	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
外務省	19	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	14	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	90	24	31	12	3	0	13	2	0	1	0	0	3	1
厚生労働省	32	1	17	0	2	10	1	0	0	0	0	0	0	1
農林水産省	11	1	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	3
経済産業省	17	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	12	2
国土交通省	12	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4
環境省	23	0	5	0	0	0	0	1	2	9	0	3	2	1
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国合計	223	28	61	15	6	12	15	3	2	13	1	5	49	13

(注)信託目的の内容は、次のとおり。

- ① 奨学金支給  
学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学又は大学院等の生徒又は学生に対する奨学金の支給又は貸与を目的とするもの
- ② 自然科学研究助成  
自然科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ③ 人文科学研究助成  
人文科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ④ 教育振興  
学校教育、障害者教育又は社会教育の振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑤ 社会福祉  
社会福祉活動に対する助成を目的とするもの
- ⑥ 芸術・文化振興  
芸術・文化振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑦ 文化財の保存活用  
文化財の保全及び活用に関する活動に対する助成を目的とするもの
- ⑧ 動植物の保護繁殖  
動植物の保護繁殖に関する活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑨ 自然環境の保全  
自然環境等の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑩ 緑化推進  
国土の緑化活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑪ 都市環境の整備・保全  
都市環境の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑫ 国際協力・国際交流促進  
海外の経済又は技術協力の推進活動に対する助成、教育、学術、文化等の国際交流活動に対する助成を目的とするもの
- ⑬ その他  
上記以外を信託目的とするもの

第2-3表 信託目的別信託数(都道府県知事所管)

所管官庁	延べ 信託数	奨学金 支給	自然科学 研究助成	人文科学 研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・ 文化振興	文化財の 保存活用	動植物の 保護繁殖	自然環境 の保全	緑化推進	都市環境 の整備・ 保全	国際協力・ 国際交流 促進	その他
北海道知事	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1
青森県知事	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
岩手県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宮城県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
茨城県知事	3	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県知事	11	1	0	0	0	4	0	0	0	2	0	2	0	2
千葉県知事	9	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	2	0	2
東京都知事	15	1	1	0	1	5	0	0	0	3	0	3	0	1
神奈川県知事	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	1
新潟県知事	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
富山県知事	3	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県知事	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
長野県知事	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県知事	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
静岡県知事	6	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1
愛知県知事	5	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
三重県知事	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府知事	14	0	0	0	0	4	0	0	0	2	1	5	0	2
兵庫県知事	8	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	4	0	0
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
岡山県知事	5	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1
広島県知事	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県知事	5	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0
高知県知事	4	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
福岡県知事	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
佐賀県知事	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
沖縄県知事	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
知事合計	141	9	3	0	3	43	7	1	2	20	2	23	3	25

第2-4表 信託目的別信託数(都道府県教育委員会所管)

所管官庁	延べ 信託数	奨学金 支給	自然科学 研究助成	人文科学 研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・ 文化振興	文化財の 保存活用	動植物の 保護繁殖	自然環境 の保全	緑化推進	都市環境 の整備・ 保全	国際協力・ 国際交流 促進	その他
北海道教育委員会	15	9	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県教育委員会	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県教育委員会	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県教育委員会	13	6	1	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0
秋田県教育委員会	7	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山形県教育委員会	6	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
福島県教育委員会	4	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県教育委員会	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県教育委員会	6	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
群馬県教育委員会	3	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
埼玉県教育委員会	6	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
千葉県教育委員会	10	7	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
東京都教育委員会	28	18	1	1	5	2	0	0	0	1	0	0	0	0
神奈川県教育委員会	13	8	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2
新潟県教育委員会	4	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
富山県教育委員会	5	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県教育委員会	5	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県教育委員会	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県教育委員会	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
長野県教育委員会	8	5	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県教育委員会	6	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0
静岡県教育委員会	20	6	0	0	6	0	3	1	0	2	0	0	2	0
愛知県教育委員会	4	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
三重県教育委員会	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府教育委員会	17	9	1	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0
大阪府教育委員会	23	10	2	0	7	1	2	0	0	0	0	0	1	0
兵庫県教育委員会	23	8	0	0	10	2	1	0	0	0	0	0	2	0
奈良県教育委員会	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県教育委員会	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
島根県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県教育委員会	8	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2
広島県教育委員会	9	5	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0
山口県教育委員会	7	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県教育委員会	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
香川県教育委員会	4	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県教育委員会	6	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0
高知県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県教育委員会	14	6	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0
佐賀県教育委員会	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県教育委員会	5	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0
大分県教育委員会	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県教育委員会	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県教育委員会	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県教育委員会	3	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会合計	312	157	17	2	76	7	24	4	1	3	0	0	16	5

第3-1表 主務官庁(府省庁)別信託数

	内閣府	警察庁	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	内閣・文科省共管	文科・厚生省共管	文科・国交省共管	都道府県別合計
北海道知事	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	6
青森県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
岩手県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宮城県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
茨城県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
埼玉県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	2	0	0	0	0	9
千葉県知事	1	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0	0	0	0	7
東京都知事	0	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	3	2	0	1	0	0	12
神奈川県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	5
新潟県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
富山県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
石川県知事	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
長野県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
岐阜県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
静岡県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	6
愛知県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	5
三重県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大阪府知事	0	0	0	2	0	0	0	0	4	2	0	4	0	0	0	0	0	12
兵庫県知事	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	7
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
岡山県知事	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	4
広島県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
愛媛県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
高知県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福岡県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
佐賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
沖縄県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
府省庁別合計	15	1	0	12	0	0	0	4	41	4	1	23	13	0	1	1	1	117

第4-1表 授益行為対象別件数・金額(全体)

(金額の単位:千円)

所管官庁	授益行為対象別件数・金額								
	信託数	個人		任意団体		法人		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国 所 管	172	21,567	13,062,001	5,046	4,436,219	3,378	3,341,563	29,991	20,839,783
都道府県・教育委員会所管	371	53,737	8,318,750	19,470	8,894,196	8,419	8,837,718	81,626	26,050,664
合 計	543	75,304	21,380,751	24,516	13,330,415	11,797	12,179,281	111,617	46,890,447

(注) 共管重複分を除く実数。

第4-2表 授益行為対象別件数・金額(国所管)

(金額の単位:千円)

所管官庁	授益行為対象別件数・金額								
	信託数	個人		任意団体		法人		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	1	151	133,500	0	0	0	0	151	133,500
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	14	241	92,620	5	3,900	279	230,115	525	326,635
法務省	2	449	56,585	20	3,660	0	0	469	60,245
外務省	15	1,747	440,727	1,120	1,331,466	1,239	1,126,782	4,106	2,898,975
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	83	14,985	9,014,148	814	505,835	448	402,896	16,247	9,922,879
厚生労働省	28	2,807	2,603,050	1,368	1,126,034	863	720,603	5,038	4,449,687
農林水産省	7	300	55,651	111	328,589	34	16,055	445	400,295
経済産業省	16	73	223,736	305	161,092	457	437,233	835	822,061
国土交通省	8	603	251,487	84	82,242	55	38,881	742	372,610
環境省	16	456	333,497	1,906	2,147,057	619	1,176,101	2,981	3,656,655
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国合計	172	21,567	13,062,001	5,046	4,436,219	3,378	3,341,563	29,991	20,839,783

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

第4-3表 授益行為対象別件数・金額(都道府県知事所管)

(金額の単位:千円)

所管官庁	個人			任意団体		法人		合計	
	信託数	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道知事	6	693	57,738	71	16,493	70	12,535	834	86,766
青森県知事	2	14	21,800	235	69,990	87	48,220	336	140,010
岩手県知事	1	14	4,300	144	41,967	58	31,990	216	78,257
宮城県知事	2	4	1,593	147	165,244	11	2,500	162	169,337
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	2	13	1,609	343	194,487	185	185,956	541	382,052
茨城県知事	3	37	5,120	373	41,095	226	33,270	636	79,485
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	1	0	0	158	7,980	18	1,800	176	9,780
埼玉県知事	9	7,083	325,345	894	193,660	78	49,463	8,055	568,468
千葉県知事	7	106	14,235	523	251,181	116	29,513	745	294,929
東京都知事	12	6	800	883	420,909	689	181,090	1,578	602,799
神奈川県知事	5	9	552	626	1,286,588	158	152,360	793	1,439,500
新潟県知事	2	0	0	15	5,340	180	74,427	195	79,767
富山県知事	2	16	27,200	94	24,426	58	39,291	168	90,917
石川県知事	2	8	900	161	65,065	4	12,900	173	78,865
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	1	0	0	47	154,800	0	0	47	154,800
長野県知事	2	4	190	112	7,247	2	200	118	7,637
岐阜県知事	2	645	10,730	0	0	529	425,584	1,174	436,314
静岡県知事	6	4	550	578	71,050	463	1,220,161	1,045	1,291,761
愛知県知事	5	105	63,473	186	27,632	87	44,120	378	135,225
三重県知事	2	190	10,950	35	7,272	62	12,587	287	30,809
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	1	0	0	171	28,257	25	13,549	196	41,806
大阪府知事	12	392	31,709	832	1,676,381	1,275	5,129,012	2,499	6,837,102
兵庫県知事	7	3	250	1,144	481,519	179	134,488	1,326	616,257
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	1	0	0	16	6,307	0	0	16	6,307
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	2	0	0	1,966	1,238,348	60	124,662	2,026	1,363,010
岡山県知事	4	1,282	95,870	204	24,538	19	3,180	1,505	123,588
広島県知事	2	23	6,900	120	32,960	14	21,026	157	60,886
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	1	38	5,050	1	900	28	9,809	67	15,759
愛媛県知事	3	63	18,500	24	8,200	3	1,300	90	28,000
高知県知事	2	0	0	231	57,219	69	21,305	300	78,524
福岡県知事	2	22	1,430	506	103,512	50	15,250	578	120,192
佐賀県知事	1	0	0	0	0	30	23,713	30	23,713
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	2	7	2,000	467	736,590	48	65,300	522	803,890
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	1	0	0	216	80,147	25	11,490	241	91,637
沖縄県知事	2	0	0	137	63,267	60	28,508	197	91,775
知事合計	117	10,781	708,794	11,660	7,590,571	4,966	8,160,559	27,407	16,459,924

第4-4表 授益行為対象別件数・金額(都道府県教育委員会所管)

(金額の単位:千円)

所管官庁	個人			任意団体		法人		合計	
	信託数	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道教育委員会	15	3,479	696,063	291	47,878	18	2,400	3,788	746,341
青森県教育委員会	1	123	92,380	0	0	0	0	123	92,380
岩手県教育委員会	1	119	34,466	0	0	0	0	119	34,466
宮城県教育委員会	9	1,382	248,611	21	2,946	8	1,750	1,411	253,307
秋田県教育委員会	6	1,085	209,400	18	4,200	40	19,564	1,143	233,164
山形県教育委員会	5	486	148,000	267	59,759	11	8,670	764	216,429
福島県教育委員会	3	229	43,300	0	0	179	37,688	408	80,988
茨城県教育委員会	9	1,169	355,700	0	0	0	0	1,169	355,700
栃木県教育委員会	6	744	109,495	29	30,518	0	0	773	140,013
群馬県教育委員会	2	108	27,080	148	28,086	0	0	256	55,166
埼玉県教育委員会	5	591	131,057	562	16,091	0	0	1,153	147,148
千葉県教育委員会	8	2,079	342,088	87	8,220	32	3,200	2,198	353,508
東京都教育委員会	25	2,403	750,127	385	113,861	376	191,509	3,164	1,055,497
神奈川県教育委員会	12	977	240,150	180	22,339	241	50,579	1,398	313,068
新潟県教育委員会	3	282	62,522	132	33,645	0	0	414	96,167
富山県教育委員会	4	100	39,822	93	33,792	23	27,054	216	100,668
石川県教育委員会	4	2,870	276,457	518	48,400	25	12,450	3,413	337,307
福井県教育委員会	1	321	2,940	0	0	100	8,211	421	11,151
山梨県教育委員会	2	309	128,020	0	0	5	1,400	314	129,420
長野県教育委員会	7	407	118,660	177	13,136	204	66,016	788	197,812
岐阜県教育委員会	4	1,354	88,005	206	93,410	0	0	1,560	181,415
静岡県教育委員会	14	1,974	349,267	1,631	326,134	521	41,877	4,126	717,278
愛知県教育委員会	4	3,798	60,735	74	20,225	1	300	3,873	81,260
三重県教育委員会	1	0	0	107	11,790	0	0	107	11,790
滋賀県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府教育委員会	12	1,690	204,204	34	9,500	270	76,414	1,994	290,118
大阪府教育委員会	19	2,635	869,533	979	102,108	25	17,028	3,639	988,669
兵庫県教育委員会	18	4,208	574,684	518	109,089	890	121,627	5,616	805,400
奈良県教育委員会	1	0	0	0	0	67	30,362	67	30,362
和歌山県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県教育委員会	1	0	0	107	30,000	0	0	107	30,000
島根県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県教育委員会	7	1,942	345,283	290	42,248	251	29,575	2,483	417,106
広島県教育委員会	8	1,060	162,008	274	52,791	11	2,768	1,345	217,567
山口県教育委員会	7	967	108,002	309	21,600	4	4,000	1,280	133,602
徳島県教育委員会	1	60	16,800	0	0	0	0	60	16,800
香川県教育委員会	4	575	142,760	112	14,400	0	0	687	157,160
愛媛県教育委員会	5	417	70,443	136	16,820	19	2,420	572	89,683
高知県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県教育委員会	9	1,006	270,661	234	66,711	246	13,930	1,486	351,302
佐賀県教育委員会	2	290	19,584	0	0	0	0	290	19,584
長崎県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県教育委員会	4	112	41,973	181	47,300	10	3,734	303	93,007
大分県教育委員会	3	786	121,956	0	0	0	0	786	121,956
宮崎県教育委員会	2	860	23,810	0	0	42	8,357	902	32,167
鹿児島県教育委員会	2	730	75,888	25	2,746	0	0	755	78,634
沖縄県教育委員会	2	472	115,942	85	22,670	0	0	557	138,612
教育委員会合計	258	44,199	7,717,876	8,210	1,452,413	3,619	782,883	56,028	9,953,172

# 参考 1 公益信託制度の概要

## 1. 公益信託とは

公益信託とは、委託者が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度である。「公益信託ニ関スル法律〔大正 11 年法律第 62 号〕」では、公益信託は、受益者の定めのない信託のうち、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするもので主務官庁による引受けの許可を受けたものをいうこととされている（同法第 1 条）。なお、受益者の定めのない信託については、従来、公益信託のみが許容されていたが、平成 18 年の信託法改正において、受益者の定めのない信託が一般に許容されている（信託法〔平成 18 年法律第 108 号〕第 258 条）。

## 2. 公益信託の特色

公益信託とは、上記のとおり、一定の公益目的のためにされる信託であるが、その公益目的や実際の社会的機能において公益法人、特に公益財団法人と類似している。

しかし、公益法人においては、法人という法主体として、公益目的のために自律的活動を行うものであるのに対し、公益信託においては、抛出された財産（信託財産）が既存の法主体である受託者に名義上帰属し、設定された公益目的のため受託者の固有財産とは別に管理、運用されていくものであって、両者の法的構造は異なる。

また、公益法人においては、永続的又は相当長期間にわたってその存続が予定されているものが多いのに対し、公益信託においては、信託の制度上、比較的短期間のものであっても差し支えないなど、より弾力的な運用が可能である。

## 3. 公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約（以下「公益信託契約」という。）を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり（信託法第 2 条、第 3 条及び第 258 条）、これについて受託者が主務官庁の許可を受けることによって効力を生じる（公益信託ニ関スル法律第 2 条）。

公益信託は、主務官庁の監督に属し（公益信託ニ関スル法律第 3 条）、受託者は信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理又は処分して公益事業を営む。信託財産は受託者に移転されるが、受託者の固有財産とは区別される（信託法第 16 条から第 25 条まで及び第 34 条）。

受託者は、その事務処理について善管注意義務（第 29 条）や忠実義務（第 30 条）等を負い、信託財産に関してその任務に違反する行為をした場合には損失てん補等をしなければ

ばならない（第40条）。

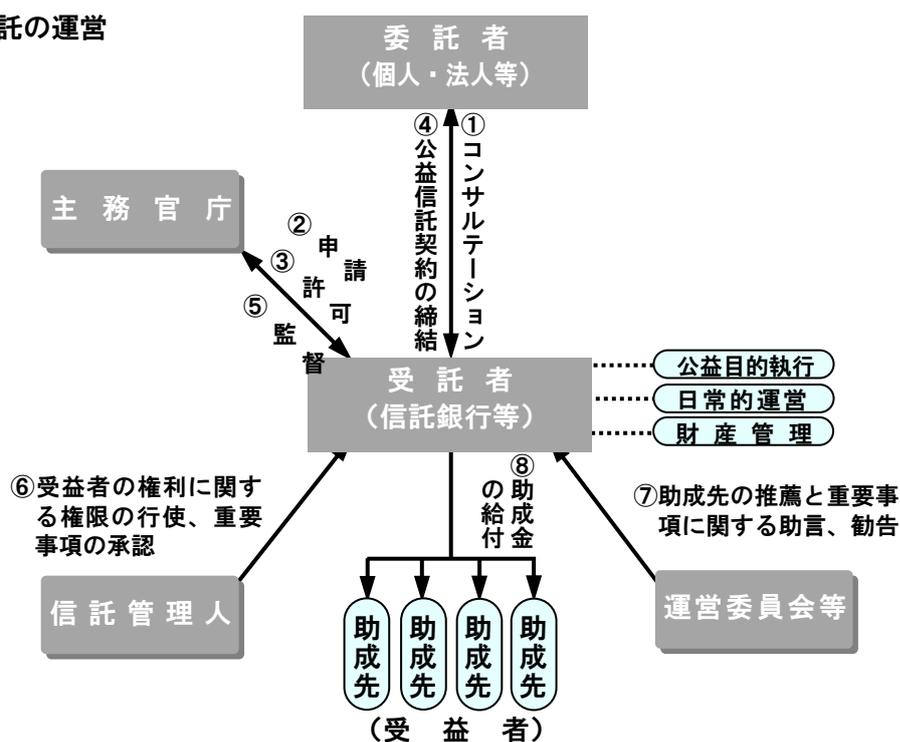
#### 4. 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための現行の統一的基準としては、平成6年9月13日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」〔参考2〕があり、所管官庁においては、この基準にのっとった指導監督等が行われている。

#### 5. 公益信託の運営

公益信託の一般的な運営を示したものが、図1である。これを基に説明すると、おおむね以下のとおりである。

図1 公益信託の運営



※ (社) 信託協会「公益信託—その制度のあらまし—」を基に総務省作成

- ① 委託者（個人・法人等）と受託者（信託銀行等）との間で、公益目的の具体的な選定、その目的達成のための方法、公益信託契約書の内容等について打合せを行う。
- ② 受託者は、公益信託の引受けの許可につき、主務官庁に申請する。

- ③ 主務官庁は、これを審査の上、許可する。
- ④ 許可を受けた後、委託者と受託者との間で、「公益信託契約」を締結する。
- ⑤ 主務官庁は、財団法人に対するものと同様の監督のほか、公益信託の事務処理につき、検査等を行うことができる。
- ⑥ 信託管理人は、不特定多数の受益者のいわば代表者として、受託者の職務のうち重要な事項について承認を与える。
- ⑦ 運営委員会等は、公益目的の円滑な遂行のため、受託者の諮問により、助成先の推薦及び公益信託の事業の遂行について助言・勧告を行う。
- ⑧ 受託者は、運営委員会等の助言・勧告に基づき、その公益信託の目的に沿った助成先への助成金の給付を行う。

なお、上記以外にも、受託者は次のような信託事務を行う。

- 事業計画・収支予算の作成
- 助成金給付のための基礎資料の収集・管理
- 助成金給付先の募集、受付及び選考
- 信託管理人・運営委員会に関する事務
- 主務官庁への諸届事務
- 信託事務及び財産状況の公告
- 委託者への報告
- パンフレット・年次報告書の作成
- 授賞式等の挙行に係る事務

## 6. 公益信託の税制

公益信託に財産を拠出した場合の税制としては以下のものがある。

法人が特定公益信託<sup>(注1)</sup>の信託財産とするために支出した金銭は寄附金とみなされる(法人税法第37条第6項)。

さらに、認定特定公益信託<sup>(注2)</sup>の信託財産とするために支出した金銭は、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる(所得税法第78条第3項又は法人税法第37条第6項)。

---

(注1) 特定公益信託とは、公益信託のうち、信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと等一定の事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託銀行等であることという要件を満たすことにつき、主務大臣の証明を受けたものをいう。

(注2) 認定特定公益信託とは、特定公益信託のうち、その信託の目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等一定のものであり、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき主務大臣の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から5年を経過していないものをいう。

## 参考 2

# 公益信託の引受け許可審査基準等について

平成6年9月13日

公益法人等指導監督連絡会議決定

公益信託の引受け許可審査の基準は、少なくとも次の各項の趣旨に添うものとする。なお、信託行為の変更についても、次の各項の趣旨に反することとなるような場合は、これを認可しない。

### 1 目的

公益信託は、公益の実現すなわち、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。従って、次のようなものは、引受けを許可しない。

- ア 委託者と特定の関連を有する者又は同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの。
- イ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの。
- ウ 特定個人の精神的又は経済的支援を目的とするもの。

### 2 授益行為

公益信託の授益行為は、次の事項のすべてに適合していなければならない。

- ア 当該公益信託の目的に照らし、適切な内容のものであること。
- イ 授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄附金等の支給若しくは物品の配布のような資金又は物品の給付であること。
- ウ 授益行為が信託行為上具体的に明確にされていること。
- エ 営利事業として行うことが適当と認められる性格及び内容のものでないこと。

### 3 名称

公益信託の名称は、その目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならない。従って、次のような名称は適当でない。

- ア 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- イ 既存の法人又は公益信託と誤認させるおそれのある名称
- ウ 当該公益信託の授益行為の範囲とかけはなれた名称

### 4 信託財産

公益信託は、その目的を達成するため、授益行為を継続するのに必要な確固とした財産的基礎を有していなければならない。従って、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

- ア 引受け当初の信託財産の運用によって生ずる収入により、その目的の達成に必要な授益行

為が遂行できる見込みであること。ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあっては、信託財産により、その目的の達成に必要な受益行為が存続期間を通して遂行できる見込みであること。

イ 価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、上記「ア」の財産の中の相当部分を占めていないこと。

## 5 信託報酬

公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること。

## 6 機関

(1) 公益信託は、その適正な運営を確保するため、信託管理人を置き、及び運営委員会等を設置していなければならない。

(2) 公益信託の受託者、信託管理人及び運営委員会等の機関は、当該公益信託の健全かつ継続的な運営を可能とするようなものでなければならない。従って、各機関については、その事務の内容が信託行為上明確にされているとともに、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

### ア 受託者

受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であること。

### イ 信託管理人

- ① 信託管理人は、当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有するものであること。
- ② 信託管理人は、委託者又は受託者と親族、使用人等特別の関係を有する者でないこと。
- ③ 信託管理人は、原則として、個人であること。

### ウ 運営委員会等

- ① 運営委員会等の構成員の数は、当該公益信託の実態からみて多すぎないこととし、特別の理由がある場合を除き5人から10人程度であること。
- ② 運営委員会等の構成員は、当該公益信託の目的たる受益行為について深い学識経験を有する個人であること。
- ③ 運営委員会等の構成員の相当部分が同一親族で占められていないこと等適正な運営が行われるような構成であること。
- ④ 運営委員会等は、構成員の多数の意思が適正に反映されるよう会議の成立要件及び議決要件が定められていること。
- ⑤ 構成員の任期は、あまり長期でないこと。